



基安労発第 0711001 号

平成15年7月11日

都道府県労働局

労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部労働衛生課長

(公 印 省 略)

じん肺管理区分決定の審査におけるＣＲ写真の取扱い等について

標記については、平成13年6月25日付け基安労発第19号及び平成13年6月26日付け事務連絡（以下「19号内翰等」という。）に基づき指示しているところであるが、最近、19号内翰等に定める条件を満たしていないＣＲ写真を用いて、じん肺管理区分決定を行っている事案が散見されるので、今後、これらの取扱いを徹底するとともに、下記事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

1 19号内翰等の各種条件に関する留意事項について

- (1) ＣＲ写真によりじん肺管理区分決定の審査を行う場合には、適正なじん肺管理区分の決定を行うために、19号内翰等に定める条件のすべてを満たす必要があること。
- (2) じん肺管理区分決定の申請にＣＲ写真が添付されていた場合には、当該ＣＲ写真が19号内翰等に定める条件を満たしていることを別紙により確認するとともに、条件が不明な場合には、当該ＣＲ写真の撮影を行った医療機関への照会により確認すること。

- (3) 平成13年6月25日付け基安労発第19号の記の第1の(1)の「装置等」欄の(2)に記載されている「・フィルムのサイズが2/3サイズ(B4又は大四ツ切)の場合は、イメージングプレートの読取り時の画素数を1760 pixel×1760 pixel以上とする。」を削ることとしたこと。

2 その他

じん肺管理区分決定の審査を行う際のエックス線写真の条件については、じん肺診査ハンドブック及び19号内翰等に定める条件によることとし、これ以外の条件によるエックス線写真(コピーを含む。)による審査は行わないこと。

また、じん肺診査ハンドブック及び19号内翰等に定める条件によらないエックス線写真(コピーを含む。)の提出があった場合には、じん肺法第13条第3項又はじん肺法第19条第3項において準用する同法第13条第3項の規定に基づいて、検査提出命令又は物件提出命令を行い、適正なエックス線写真により管理区分決定の審査を行うこと。

X線写真のCR撮影条件対応表

		審査受付条件	申請者
撮 影 条 件			
撮影条件	電 圧 [kV]	110～140	
	焦点被写体間距離[cm]	180～200	
装置等	(1)グリッド		
	高密度グリッド使用で撮影電圧が120[kV]前後	格子比 12:1	
	上記以上の撮影電圧	格子比 14:1	
	(2)空間分解能(画素数)		
	フィルムサイズがフルサイズ(半切)の場合、イメージングプレート読み取り画素数[pixel]	3500×3500以上	
画 像 処 理 条 件			
階調処理	肺野部の最高濃度	1.6～2.0程度	
	中央陰影の濃度	0.15～0.25程度	
周波数処理	低空間周波数(0周波数)成分に対して高周波成分(0.2cycle/mm以上)におけるレスポンス(なお、濃度に応じて周波数応答を変化させる場合であっても、右記範囲内であること。)	1.0～1.2倍程度	
そ の 他			
富士写真フィルム株式会社	回転量(GA)	0.9～1.0	
	階調シフト(GS)	-0.2～-0.1	
	周波数強調度(RE)	0.0～0.2	
	周波数ランク(RN)	4	
コニカ株式会社	肺野濃度	1.6～1.8	
	強調度	0.1～0.3	
	マスクサイズ	7	
	LUT	THX-2	
コダック株式会社	Density Shift	-0.3	
	Contrast Factor	1.6～1.8	
	Matrix Size	35～75	
	High Density Boost	0.05～0.1	
	Low Density Boost	0.00～0.05	